

旧相続税法第 28 条第 6 項又は第 7 項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書

第一表の付表三  
(平成30年4月1日以降用)

この明細書は、国内（相続税法の施行地をいいます。以下同じです。）に住所を有しない人であって日本国籍を有しない人が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に短期非居住贈与者<sup>(※)</sup>から贈与により財産を取得し、その後、その短期非居住贈与者が、①国内に住所を有しなくなった日（以下「出国日」といいます。）から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなったこと又は②出国日から2年を経過したこと（①に該当した場合を除く。）により、贈与税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

1 短期非居住贈与者 <sup>(※)</sup> に関する事項	
国内に住所を有しなくなった直前の住所	
贈与時の住所	
氏名	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）	年 月 日
出国日前 15 年以内に国内に住所を有していた期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
(※) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時に国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち出国日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人（その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。）で、出国日から2年を経過していない人をいいます。	
2 上記1の短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合	
(注) この場合には、その短期非居住贈与者が再び国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。	
再び国内に住所を有することとなった日	年 月 日
3 上記1の短期非居住贈与者の出国日から2年を経過した場合（上記2に該当した場合を除く。）	
(注) この場合には、その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。	
国内に住所を有しなくなった日（出国日）から2年を経過した日	年 月 日

(備考) 贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（以下「提出期間」といいます。）に行うこととされていますが、贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に短期非居住贈与者からの贈与により財産を取得した場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、上記の提出期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります（当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。）。

なお、②の場合には、その短期非居住贈与者から取得した国外財産については、贈与税の課税対象外となります。

- ① その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで
- ② その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した場合（①に該当する場合を除く。） その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで